

契約条項（物品）

（H27.4）

国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、仕様書等にもとづく品質、規格、形状等を備える物品を甲に引渡すものとする。

2 契約書等契約関係の書類に明記されていないことで、取引上の慣行に属する事項、又はこの契約関係について疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発法人森林総合研究所会計事務取扱要領（13森林総研第57号）第31条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第3条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、引渡期限内に物品の引渡しができないときは、その事由を詳記し、所轄官公署の証明書を添付して、甲に引渡期限の変更を要求することができるものとする。

2 前項の要求について、甲が正当と認めるときは、引渡期限を延長することができる。

第4条 乙は、物品の引渡しをしようとするときは直ちに甲に通知して甲又は甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

2 甲又は検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内（以下「検収期間」という。）に乙の立ち会いのうえ、検査を行うものとする。もし、乙が立ち会わず欠席のまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果について異議を申立てることはできない。

3 検査に合格したときをもって物品の引渡しは完了し、同時にその物品の所有権は乙から甲に移転するものとする。

第5条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあつたときは契約期限内に代品と引換え、又は補修改善のうえ、検査をうけて引渡を行うものとする。ただし、この場合の検査及び所有権移転の時期については前条の規定を準用する。

第6条 乙は、甲に対し引渡期限後に物品引渡の通知をすることはできないものとする。ただし、甲において契約をした目的を達することができることを認めてその引渡しを承認したときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、乙は、遅滞金として期限の翌日から起算し

て、検査職員による検査に合格した日まで遅滞1日につき、契約金額の年5.0%に相当する金額を甲に支払うものとする。

第7条 この売買契約により引渡しをした物品にかくれた瑕疵があり、検査終了後1年以内にこれによって損耗き損を生じたときは、乙は甲の指定に従って代金と引換え又は乙の負担において補修するものとする。

2 前項の契約不履行の場合、甲は、き損物品を現状において引渡し、乙は、売買代金の総額を甲に還付するものとする。

第8条 代金は、甲が物品全部の引渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。

第9条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率（遅延日数1日につき年2.9%の割合）で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。